

# 2019805 収録 1

## キャッシュレス・還元事業「GS は 2%還元と 5%還元の併存すべし」。

決済業者を選定して、契約する。

この時に「ガソリンスタンド」としての契約では全て 2%

例えば、小売り、物販、LPG 販売等で契約すると 5%になります。

- (1) そのうえで、「ガソリンスタンド」としてでなく、他の業種で登録する。
- (2) 燃料油の店頭販売は、「ガソリンスタンド」として 2%還元  
それ以外は 5%還元の対象になります。

キャッシュレス還元登録は「ガソリンスタンド」はダメです。

< 間違えて、「ガソリンスタンド」として登録済みの会社 >

大丈夫です。

方法は二つ

ケース 1 :登録業種の変更……変更に応じてくれる決済事業者と応じてくれない決済事業者が存在します

⇒まずは、登録業種の変更を打診してください。変更不可で2%のままだったらケース2へ

ケース2: 1.「ガソリンスタンド」で登録した決済業者の登録抹消

2. 別の決済事業者と契約

3.「ガソリンスタンド以外の業種」で登録

で対応できます。

<PB> ガソリン等の店頭販売で 2%還元を受けたい方は X

社をご紹介します。

	何もしない	キャッシュレス 還元登録のみ	後方処理会社を <b>X社に変更のみ</b>	<b>X社に変更</b> + キャシ ュレス還 元登録
燃料油の 店頭販売	0%	<b>0%</b>	<b>2%</b>	<b>2%</b>
配達の灯 油・軽油	0%	<b>5%</b>	<b>2%</b>	<b>5%</b>
油外 (LPG を含む)	0%	<b>5%</b>	<b>2%</b>	<b>5%</b>

## < 系列 >

%の変化は 何もしない⇒キャッシュレス決済業者と契約、登録する場合の変化です。

	元売クレジット	元売クレジット以外
燃料油の店頭販売	2%⇒2%	0%⇒0%
配達の灯油・軽油	<b>2%⇒<u>5%</u></b>	<b>0%⇒<u>5%</u></b>
油外 (LPGを含む)	<b>0%⇒<u>5%</u></b>	<b>0%⇒<u>5%</u></b>

参考：ほぼ全てのクレジットカードが使えて、決済端末が無償の業者

(1) **コイニー**

<https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB-detail.html?dataID=9>

(2) **リクルートライフスタイル**

<https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB-detail.html?dataID=21>

(3) **Sqare**

<https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB-detail.html?dataID=22>

(4) **SMBC ファイナンスサービス**

<https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB-detail.html?dataID=203>

<「国」の SS 向け制度と元売りの制度の比較:2019.10  
 ~2020.6 まで>

	国の制度（中小企業限定）	元売 3 社の制度
対象の SS	資本金 5000 万円以下、または、従業員 50 人以下の法人及び個人	全ての系列 SS
対象のキャッシュレス決済	クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段	系列クレジットカードに限定
対象取引	ほぼ全て（油外商品も対象）	ガソリン、軽油、灯油のみ
還元%	原則 5% ガソリンスタンド <sup>※</sup> 2%	2%
還元の国庫補助	全額	中小企業分のみ
決済端末	「全額補助」で導入可能	導入済み
手数料	3.25%以下△補助 1/3=2.17%以下	通常通り
還元方法	① 原則ポイント付与 ② 実質、即時値引き ③ 銀行引き落とし時に相殺 ④その他	明示なし 今までの例だと① 又は③